

議案第45号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年6月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例に関する関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第18項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。